

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月18日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-0-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html">https://www.pref.nagano.lg.jp/joho/mynumber/201704.html</a>

執行機関名

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(私立のものを除く。)における奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例別表第1の8の項 高等学校等(私立のものを除く。)における奨学のための給付金の支給に関する事務(以下「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	長野県高校生等奨学給付金給付規程(平成26年6月2日26教高第153号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規程は、全ての意志ある高校生等が安心して教育が受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費(教科書費、教材費、学用品費、入学学用品費、通学用品費、PTA会費、生徒会費、校外活動費、修学旅行費等)の負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行うことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長野県高校生等奨学給付金給付規程(平成26年6月2日26教高第153号)